緊急事態宣言発出に伴い下記のとおりサービス変更いたします。

●貸出延長回数の制限を無くします。
　期間中は何度でも延長が可能です。
　・期　間：緊急事態宣言の発出期間
　・対象資料：貸出期限内で予約がかかっていない資料
　・方　法：窓口、電話

令和 3 年 5 月 12 日
愛知県産業労働センター
あいち労働総合支援フロア
産業労働情報コーナー

問い合わせ先
052－485－7153